

## 論 説

## ブラジルの労働者協同組合：連帯性と経済性

小 池 洋 一

## はじめに

ブラジルで失業や貧困への生存戦略として始まった連帯経済は、教会、NGO、労働組合、大学などの社会組織の支援を受けてその活動分野や地域を広げてきた。それはやがて、1980年代に国家の失敗が、そして90年代に市場の失敗が明らかになるに従い、国家と市場と並ぶ制度として、あるいはそれに替わる制度として捉えられるようになった。とりわけ1990年以降新自由主義に基づく構造改革が繰り返し金融危機を引き起こし、失業と非正規雇用を増大させ、貧困と分配を悪化させるなかで、連帯経済は市場へのオルタナティブな制度として注目されるようになった。さらに生産を社会化する連帯経済の運動は、アソシエーションすなわち自由に連合した諸個人に社会主義をみるマルクス主義や、交換が支配する市場経済を社会に埋め込み多元的社会を目指すポランニー主義と結びついて、資本主義のオルタナティブを求める運動と見做されるようになった。労働者階級政党から市民政党に転換した労働者党は、こうした運動を引き継いで、連帯経済を支援するための法制度を整備し、それに呼応して多様な社会組織、さらには企業セクターが連帯経済を支援することになった。

連帯経済は多様な形態をとるが、そのなかで最も重要なのは協同組合、とりわけ労働者協同組合 (cooperativa de trabalho) である。協同組合はブラジルでは、アソシエーションとともに、連帯経済が法的にとりえる形態である。協同組合のなかで労働者協同組合が注目されるのは、協同組合に対する懐疑や批判がある。伝統的な協同組合は、しばしば商業主義に走り、また一部では虚偽的なもの、すなわち労働者を雇用にするにあたって賃金に付加される社会負担を避ける目的に組織されるものがあつた。労働者によって所有され管理される労働者協同組合は、伝統的な協同組合に対する批判のなかで登場し、市場と国家の失敗を超えてオルタナティブな社会を目指す連帯経済の重要な担い手とされた。

こうして連帯経済と労働者協同組合への期待は大きいものであるが、現状ではそれらの経済的、社会的基盤は脆弱なものである。その活動は零細、小規模であり、雇用や所得創造は限られたものである。その製品とサービスの市場は限られ、大衆市場には受け入れられていない。喩えて言えば、連帯経済は市場という大海に浮かぶ小さな島のような存在である。加えて、より重要なことであるが、連帯経済の参加者の多くは連帯経済を失業や所得減少に対する緊急避難的手段と

して捉えており、その結果経済の回復に伴い雇用や所得が回復すると運動から離脱することが少なくない。連帯経済は、自主、民主、平等などを組織・運動の原理としているが、それらの原理ないし価値観は参加者の間で必ずしも共有されていない。その結果、例えば成果の配分をめぐる対立が生じることがままあった。連帯経済がその活動領域を広げ市場に対抗する制度になるには持続性が不可欠であり、そのためには連帯性すなわち自主、民主、平等、地域社会や環境との調和などの性格が、市場と同様な、あるいはそれ以上の経済性、すなわち生産性や製品・サービスの価値を創造する必要がある。経済性は、それが高いものとなり、また連帯性を損なうことがなければ、連帯性を強固なものとする可能性がある。

本稿の目的は、労働者協同組合を中心に、連帯経済の持続可能性と条件について、連帯性と経済性の相互関係の視点から考察することである。労働者協同組合を取り上げるのは、労働者協同組合が連帯経済の重要な形態の一つであり、またそれが組織と運動において市場に対抗する最も有効な手段の一つと考えるからである。第1節では協同組合主義の発展と労働者協同組合の制度化の過程を、第2節では連帯経済と労働者協同組合の実態を、第3節では労働者協同組合の持続性について連帯性と経済性の相乗（あるいは相反）の視点から考察する。むすびでは労働者協同組合の可能性と課題について展望する。

## 1. 協同組合主義と労働者協同組合

ブラジルでは経済の自由化とグローバル化の進展にともない多数の労働者協同組合が組織された。それを受けて労働者協同組合を規制し支援する法制度が整備された。

### (1) 協同組合主義運動

労働者協同組合に先立って、ブラジルにおける協同組合主義の普及と協同組合の成立と発展について言及しておこう。協同組合主義は、個人が資金を拠出し協同組合を結成し、組合員の生活向上を図り、ひいては生産や分配上の正義を原理とする共同社会を目指す思想や運動であるが、ブラジルでは19世紀末にイタリア、ドイツなどのヨーロッパからの新移民の到来とともに、移民が集中した南部および南東部において普及した。ブラジルで最も古い協同組合は、1887年にサンパウロ州とミナスジェライス州で組織された従業員の消費組合であった<sup>1)</sup>。1902年には、リオグランデスル州のノーヴァペトロポリスでワイン生産者による最初の信用組合が生まれ、1906年には同州で最初の農業協同組合が設立された。その後ブラジル南部などで数多くの農業協同組合が設立されていった。工業では、1913年にリオデジャネイロ市で繊維製造職工協同組合が組織された。同じ年リオグランデスル州セラマリアで鉄道従業員消費協同組合（Coopfer）が組織された。Coopferは貯蓄金庫、病院、初等学校、職業学校などを次々に設立し、組合員とその家族、地域住民にサービスを提供し、1960年代まで南米最大に協同組合に発展した（Veiga e Fonseca 2001: 27-28）。

初期の協同組合は専ら南部や南東部で組織されたが、背景にはヨーロッパを中心とする移民社会の形成があった。大土地所有制が支配するブラジルのなかで南部では移民出身の独立自営農が

多かった。南東部でもコーヒー労働者として移住した移民たちが土地を手に入れ独立していった。彼らの間で生産・流通・資金面で協力しあうことの必要性が認識されていった。南部および南東部ではまた移住者のなかで手工業者となる者も多く、彼らにとって協同組合は生産、技術革新などの活動を強化する手段となった。移民コミュニティの形成はまた消費、信用など協同組合の組織につながった。

1930年に誕生したヴァルガス政権は、政治基盤を強化するため労働者、企業者を組合国家体制のなかに編入していったが、その一つとして協同組合運動を庇護した。1932年には協同組合法を公布し、51年には国立協同組合信用銀行（Banco Nacional de Crédito: Cooperativo BNCC）を設立した。1964年にクーデターによって権力を奪取した軍事政権も組合国家体制の制度を基本的には継承し、71年には新たな協同組合法（法律第5764号）を制定し、全国の協同組合を代表組織としてブラジル協同組合組織（Organização das Cooperativas Brasileiras: OCB）が設立された。OCBは、それまであったブラジル協同組合協会（Associação Brasileira de Cooperativas: ABCOOP）と全国協同組合連合（União Nacional de Cooperativas: Unasco）を統合して設立された。OCBの目的は協同組合主義の推進と協同組合の育成と支援であったが、OCBによる代表権の独占と大規模な協同組合による支配は、協同組合主義の理念に沿うものではなかった。そこで、民政移管後に制定された1988年憲法は、その第174号第2項で「協同組合主義その他のアソシエニズムを促進する」ことを規定した。それは協同組合の自由な組織を保証するとともに、OCBが代表する協同組合主義と協同組合組織のオルタナティブの必要性を認識するものであった（Scopinho 2007: 89）。

協同組合に関連して回復企業（empresa recuperada）あるいは回復工場（fábrica recuperada）について触れる必要がある。それらは倒産企業あるいは倒産寸前の企業を労働者が引き継ぎ、自主管理のもとで経営するものである。回復企業は、ブラジルではスペインの従業員会社<sup>2)</sup>のように法人格をもたないので、後述するように、法的には協同組合やアソシエーションの形態をとる。その直接的な目的は雇用の維持と回復であるが、同時に究極的には自由で平等な労働者のアソシエーションとして、労働者を資本から解放することを目指している。回復企業が組織された背景には、1980年代以降の経済停滞と90年の経済自由化に伴う企業倒産と失業の増加<sup>3)</sup>があった。1991年、倒産したサンパウロ州フランカの製靴企業マケルリ（Makerli）の経営を労働者が引き継いだことを契機に、組織的な運動が始まった（Singer 2002: 123）。サンタカタリーナ州の炭鉱会社コオペルミナス（Cooperminas）、ベルナンブコ州の砂糖会社ウジナ・カテンデ（Usina Catende）、サンパウロ州ABC地区の金属会社ウニフォルジャ（Uniforja）などが1990年代から2000年代に労働者が支配する協同組合に移行した。

マケルリの回復企業への移行は米国の従業員持株計画（Employee Stock Ownership Plans: ESOPs）をモデルとしたが、マケルリでの経験をもとに1994年に、自主管理の思想と実践の普及を目的に、「全国自主管理企業・株式参加労働者協会」（Associação Nacional dos Trabalhadores de Empresas de Autogestão e Participação Acionária: ANTEAG）が設立された。ANTEAGにはウジナ・カテンデ、コオペルミナスなどが参加した。

労働組合は当初回復企業に懐疑的あるいは批判的であった。協同組合への移行が労働者を企業家に変えると考えた。しかし、数多くの回復企業の設立やその背景にある正規雇用の減少は、労働組合の姿勢に変更を迫った。事実、マケルリの回復企業への移行に当たってはフランカ製靴労

働組合が、ウニフォルジャの移行に当たって ABC 金属労組が支援した。全国中央組織最大の中央統一労組（CUT）は、労働者の雇用と所得確保の観点から、労働者による回復企業や協同組合を支援するようになった。1999年には支援組織として連帯開発機関（Agência de Desenvolvimento Solidário: ADS）を設立した。2000年には CUT 加盟の労働組合の支援を受けた協同組合が、協同組合連帯連合（União e Solidaridade das Cooperativas: UNISOL）を設立した（de Faria e Cunha 2011: 7-8）。UNISOL はその後、協同組合、労働者自主管理企業、アソシエーションなどを代表し、それらの支援とそれを通じる労働の場の提供と所得向上を目的に、連帯協同組合・連帯事業センター（Central de Cooperativas e Empreendimentos Solidários: UNISOL）に改編された。

協同組合主義の普及と協同組合の設立は農村地域でも進展した。1984年に組織化された「土地なし農民運動」（Movimento dos Trabalhadores Rurais Sem Terra: MST）は、農地改革によって定住した小規模農民の支援と農民間の協力を進めるため、89年に定住者協同組合主義システム（Sistema Cooperativista dos Assentados: SCA）を設立し、それを踏まえて州レベルでは定住者中央協同組合（Cooperativas Centrais dos Assentados: CCA）を組織した。さらに、全国レベルで協同組合主義を普及するため、また1988年憲法を受けて政治的な代表組織としてブラジル全国農業改革協同組合全国連合会（Confederação Nacional das Cooperativas de Reforma Agrária do Brasil: CONCRAB）を設立した。MST による土地改革や協同組合主義によって社会改革を目指す運動は、1990年以降の経済自由化と農業保護削減によって、また95年に成立したカルドーズ社会民主党政権が土地改革よりも家族農など小農の支援に政策の重点を移すなかで、困難に直面した。土地改革によって土地をえた農民も社会改革よりも支援を求めた。それを受けて MST は社会改革よりも協同組合の育成とそれに対する支援に重点を移した<sup>5)</sup>。そのための組織として CCA に代えてサービス提供協同組合（Cooperativas de Prestação de Serviços: CPS）を設立した（Scopinho 2007: 89-90; Fabrini 2002: 86-87）。

他方で、家族農は小規模な協同組合、アソシエーション、インフォーマルなグループを組織したが、2005年には代表組織として2005年に全国家族農業協同組合・連帯経済同盟（União Nacional das Cooperativas de Agricultura e Economia Solidária: UNICAFE）を設立した。その目的は家族農業など小規模農業の持続的発展、生活水準の改善、生物多様性の保存、経済格差の是正であり、そのための公共政策を政府に要求することである。UNICAFE には17の州の約1100の組合が参加している<sup>6)</sup>。

これら UNISOL, CONCRAB, UNICAFE の三つの協同組合センターは2014年にブラジルの連帯協同組合主義（cooperativismo solidária）を強化するため国家連帯協同組合主義組織連合（União Nacional das Organizações Cooperativistas Solidárias: UNICOPAS）を設立した。統合組織によって UNICOPAS は2000を超える組合、55万人に及ぶ組合員を代表する組織となった。UNICOPAS はその使命を、ブラジルにおいて協同組合主義の領域を拓き、政府に対し持続的な農村開発と農村および都市の生活向上のための公共政策を要求することとしている（UNICOPAS 2015）。

## (2) 労働者協同組合の生成

ブラジルでは1990年代以降労働者協同組合が叢生した。その背景には経済自由化に伴う労働市場の変化がある。経済自由化はそれまで輸入代替工業化政策のもとで保護されていた産業を熾烈な国際競争に晒すものであった。関税は大幅に切り下げられ国内類似品の輸入禁止などの量的規制も基本的に撤廃された。工業製品の標準価格は国際競争力をもつ東アジア製品のそれとなった。東アジアが高い競争力をもつのは、賃金の低さだけでなく、労働者が劣悪な労働環境に置かれ労働組合運動が抑圧されているからである。世界企業は労働コストにより低い国、労使関係に規制がない国を求めて生産拠点を移している。各国は企業を誘致するため、あるいは企業が逃避しないように、労働規制を弱めている。労使関係の柔軟化、すなわち成果給、有期雇用、多能工化、労使交渉の個別化などがそれである。企業は国内で、あるいは国際的に外注化を進めているが、それは柔軟化を一括して進める手段である。世界は、社会的ダンピングによって、底辺に向かって競争しているのである。

ブラジルの労使関係を規制するのは1943年に制定された統合労働法（CLT）である。労働者はCLTによる手厚い保護のもとに置かれている。1990年代末に労使関係の柔軟化が導入されたが、現実には制約を伴うものであった。しかし、CLTの保護が適用されるのは正規雇用のみであった。企業は、解雇が困難で賃金に高率の社会負担が課せられる正規雇用を避け、非正規雇用を選好した<sup>7)</sup>。直接部門に限らず間接部門でも外注化を進め正規雇用を圧縮した。労働コスト削減のため生産の自動化を進めた。労働組合の影響の弱いグリーンフィールドに工場を移した。こうした企業の努力にも限らず東アジアなど後発国に比べて賃金の高いブラジルの産業は輸入に抗することができなかつた。工業の雇用は大きく減少した<sup>8)</sup>。

労働者協同組合は、こうした労働市場の変化、失業と雇用の非正規化、そして所得の減少と貧困の増大のなかで組織されたが、それには二つの形態があった。一つは正規雇用を自営労働に置き換えるために組織された労働者協同組合である。企業は、労働者協同組合を設立し、労働者をその協同組合員に身分を変更した。労働者はもといた会社を解雇されるが、前と同じ労働を行う。賃金も以前と同じであるが、賃金に付加される諸手当は支給されない。労働コスト削減を目的とする、この種の労働者協同組合は偽りの協同組合（*falsas cooperativas*）あるいは詐欺的な協同組合（*cooperfraudes*）と呼ばれるものである。もう一つは社会的に排除され限界状況にある労働者が、安定した雇用や所得の獲得を目的として、彼らのイニシアチブによって組織される労働者協同組合である。経営危機に陥った企業を引き受けるために組織される労働者協同組合、企業が外注した仕事を受注するために組織される労働者協同組合、専門的な能力をもった労働者によって組織される労働者協同組合がその例である。さらに、貧困に喘ぐ労働者が生き延びるため、より良い所得を求めて組織される労働者協同組合がある。それは他から何も奪うことなく貧困と闘うために組織されるものであり、真正な協同組合（*cooperativas verdadeiras*）である（Singer 2004）。

## (3) 労働者協同組合法制

労働者協同組合は2012年7月19日付け法律第12690号によって制度化された。それまで労働者協同組合を規制する法は、国家協同組合主義政策と協同組合の法的性格を定めた法律第5764号（1971年）いわゆる協同組合法と、組合を含め私的な契約や行為を規制する民法典（現行法は2002

年の法律第10406号)であった。法律第12690号は、労働者協同組合組織を簡素化し、組合員の権利と組合組織運営の規則を定め、労働者協同組合の設立と強化を目的に国家労働者協同組合育成プログラム (Programa Nacional de Fomento às Cooperativas de Trabalho: PRONACOOOP), 労働者協同組合に関わる情報を整備するため労働者協同組合情報年次報告 (Relação Anual de Informações das Cooperativas de Trabalho: RACIT) を設立した。

法律第12690号が定める労働者協同組合とは、労働能力、所得、社会経済的状况ならびに労働条件を改善する目的で、共同、自治、自主管理によって労働および専門的な活動をするために組織される会社である (第2条<sup>9)</sup>)。ここに言う自治とは、総会において定めた規則と労働形態に従い、集団的で調整的な方法を、自主管理とは総会において定められた基本針に従って活動を行い、組合員が労働形態を決定する民主的な過程を意味する。労働者協同組合は以下の原則と価値を順守する。すなわち自主的で自由な参加、民主的な運営、組合員の経済的な参加、自治と自立、教育・能力形成と情報提供、相互の協力、地域社会への関与、社会的権利・労働の社会的価値・イニシアチブの自由の保護、不安定労働の除去、総会での決定の尊重、すべてのレベルでの意思決定への参加である (第4条)。

法律第12690号第5条は、従属した労働力の仲介を目的として労働者協同組合を利用してはならないとしている。これは、労働力仲介を営む企業が労働法が定めた労働者の権利を免れるために、協同組合形態を利用してきたからである。すなわち企業が営む労働力仲介協同組合はその従業員を協同組合に参加させるが、組合員は社会保障制度のもとでは自営労働者として扱われるので、企業は社会保障の負担から免れることができる。こうした労働力仲介協同組合は、その組織的な違法行為から、先に述べたように虚偽的な協同組合と呼ばれてきた。法律第12690号は虚偽的な協同組合を禁止したのである。

労働者協同組合は最低7人の組合員によって組織される (第6条)。1971年の協同組合法が組合員の数を最低20人としていたので、より容易に労働者協同組合を組織することができるようになった。組合員には、総会が定めるものの他、同一職に劣らない収入、同一職がない場合は最低賃金を下回らない収入、日に8時間、週44時間労働などを保証する (第7条)。労働者協同組合および労働者協同組合の契約者は、法が定める保健、労働安全の基準を順守する義務を負う (第8、9条)。これらの規定もまた、虚偽的な協同組合を念頭に、組合員に労働者として最低の権利を与えようとするものである。

労働者協同組合は、定款に定めがある限り、いかなる活動も可能であるが、その名称に「労働者協同組合」を入れる必要がある (第10条第1項)。労働者協同組合は、法律第5764号および定款に規定された事項について議論するため定例および臨時の総会のほか、組合の管理、原理、組合員の権利、事業計画と成果、締結した契約ならびに労働組織について議論する特別総会を最低年に一度開催する必要がある (第11条)。労働者協同組合は定例総会で選出された最低3名の組合員によって組織される経営委員会 (conselho de administração) を設置することができる (第15条)。これら規定は、労働者協同組合に民主的な運営を義務づけ、労働者協同組合が労働者による自主管理の組織であることを確認するためのものである。

法律第12690号は、連邦政府が労働者協同組合を監督するとともに、その活動を支援することを定めている。すなわち労働雇用・社会保障省 (MTPS)<sup>10)</sup> は労働者協同組合を監督する権限と義

務を負う（第17条）。MTPSは、労働者協同組合の発展と経済的社会的成果達成を促すため、国家労働者協同組合育成援プログラム（PRONACOOP）を設立する（第19条）。PRONACOOPの資金として労働者支援基金（FAT）<sup>11)</sup>、国家予算、その他の公的資金を充てる（第23条）。労働者協同組合に関する情報を整備するため、労働者協同組合情報年次報告（RACIT）<sup>12)</sup>を設立する（第26条）。RACITは行政が労働者協同組合を監督し支援するためのものである<sup>12)</sup>。

こうした内容をもつブラジルの労働者協同組合法は、国際労働機関（ILO）の勧告第193号に対応するものであった（Pereira e Silva 2012）。ILOは2002年6月の第90回総会において、協同組合が雇用の創造や資源の動員などを通じて経済と社会の発展に寄与するとの認識から、協同組合を支援する勧告を行った。総会は、その背景として経済グローバル化が、協同組合に対する圧力や困難を高めるとともに、協同組合が果たしえる役割や機会を増大させているとの認識があった。そこで、1998年の第86回総会に採択された労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言のほか、国際労働条約や国際労働勧告を踏まえて、また1944年のILO第26回総会で採択された「労働力は商品ではない」とのフィラルディア宣言を想起して、協同組合を支援する提案を採択した。勧告が対象とするのはすべての分野の協同組合であり、その場合「協同組合」とは、自発的に統合された個人の自律的な連合（アソシエーション）であり、共同で所有され民主的な管理された企業をつうじて共通の経済的、社会的、文化的な必要や意思を満たすための組織である。勧告は、協同組合の支援と強化において重視されるべき価値として自助、自己責任、民主主義、平等、連帯を、また倫理、開放性、社会的責任、他者への配慮を挙げている。勧告はまた、均整のとれた社会には、強力な公的セクターと民間セクターとともに、強力な協同組合その他の社会的セクターが必要であるとし、そのうえで国家は協同組合の支援政策や法整備をすべきとしている。具体的には、簡素・迅速な登録制度、支援基金や組合間の連帯基金の設立、協同組合のすべての労働者へのILO条約や労働法の適用、教育訓練の実施、信用や市場へのアクセスなどである。

労働者協同組合については、ILOに先立って、国際的な連帯組織として労働者協同組合委員会（International Organization of Industrial, Artisanal and Service Producers' Cooperatives: CICOPA）<sup>13)</sup>が設立されている。CICOPAは協同組合を、労働者が過半数の持ち分を支配する労働者協同組合（Workers Cooperative）、ハンディキャップをもつ人々や限界状況にある人々にサービスを提供する社会的協同組合（Social Cooperative）、その他の労働者所有の企業（例えばスペインの従業員株式会社）に分けている。いずれの場合も自助、自己責任、民主主義、平等、連帯という価値をもつことが要件である。また原則として、ロッチデール原則のほか、自発的で自由なメンバーシップ、民主的な管理、メンバーの経済活動への参加、自治と独立、教育・訓練・情報、協力と協働、コミュニティとの関係の7つを挙げている。こうした価値と原則はブラジルの労働者協同組合にも反映されている。労働者協同組合の形態で言えば、ブラジルのそれはCICOPAの三つの形態のうち第一の労働者が過半数の持ち分を支配する労働者協同組合（Workers Cooperative）に対応する。

## 2. 連帯経済と労働者協同組合

労働者協同組合の活動の実態については、連帯経済におけるその重要性も関わらず、詳細が不明である。労働者協同組合に関する情報システム RACIT はまだ機能していない。そこでこの節では、労働者協同組合と重複する連帯経済、協同組合、回復企業に関する調査を通じて労働者協同組合を明らかにしたい。

### (1) 連帯経済

労働者協同組合は、ブラジルでは連帯経済の一形態であり、連帯経済とその支援のなかで重要性が指摘されている。連帯経済全体については2006年設立された連帯経済情報システム（SIES）があり、2005～2007年と2009～2013年に連帯経済の確認作業と実態調査（マッピング）がなされた。2009～2013年のマッピングの結果は Gaiger & Ecosol 2014, Silva e Carneiro 2014<sup>14)</sup>などで知ることができる。そこでの連帯経済事業体（Empreendimentos Econômicos Solidários: EES）の定義は、①家族の枠を超え、最低2人の参加者からなる集団組織、②アソシエーション、協同組合、労働者自主管理企業、生産グループ、交換グループなどの形態をとること、③法的に登記されているかどうかは問わないが、組織が継続的に存続していること、④生産、サービス提供、信用、商業などの経済活動を行っていることである（Gaiger & Ecosol 2014: 21）。

2009～2013年のマッピングで確定された連帯経済は全体で1万9708ESS、参加者は142万3631人であった。ESSの54.8%が農村部、34.8%が都市部、10.4%が農村および都市部に位置しており、ブラジルの人口比からすれば農村部の比重が大きい（Gaiger & Ecosol 2014: 31-32）。地域別では北東部がブラジル全体40.8%と最も多く、次いで南部16.7%、南東部16.4%、北部15.9%、中西部10.3%の順である（Silva e Carneiro 2014: 70）。人口比でみると、後発地域である北東部、早くから協同組合運動が活発であった南部の比重が大きい。SIESの質問票ではESSの活動分野を、交換、生産、商業、サービス提供、信用・金融、消費に分け、うち交換、信用・金融、消費以外については細分化して尋ねているが、その結果は表1の通りである。

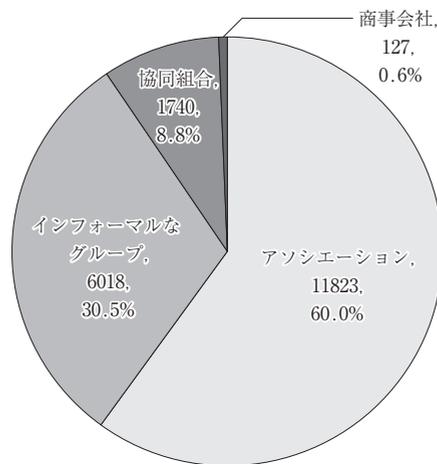
ESSを参加者規模でみると、20人以下41.7%、21～50人32.6%、51～100人14.6%、101～500人8.9%、500人以上1.8%（不明0.5%）である。売り上げ規模では、1000リアル以下が34.1%、1001～5000リアル25.6%、5001～1万リアル10.0%、1万1リアル～5万リアル15%、5万1リアル～10万リアル2.5%、10万1リアル以上2.5%（不明・不答10.3%）である（Silva e Carneiro 2014: 74）。ESSが参加者規模、それ以上に売り上げ規模で小さいことがわかる。ESSの成果について、調査は参加者の所得創造・増加が59%、自主管理・民主主義49%、グループの統合・協働66%、社会的責任37%、地域社会的資本38%、政治的意識・約束18%を挙げ、他方で課題としては、経済性67%、所得向上74%、社会保障39%、参加者の意識・政治化34%、環境意識37%、連帯経済運動との連携43%<sup>15)</sup>を挙げている。全体にESSが一定の成果をあげているものの依然課題が多いこと、そして自らが参加するESSそのものへの関心が高いものの、社会との関わりへの関心は相対的に低いことが伺える。

表 1 ESS の活動形態

ESS 合計	19,708	家族農業	7,158
(-)製品・サービスの交換	-430	工 芸	3,413
連帯貯蓄・信用・金融	-328	その他の自営労働	1,141
消費/財・サービスの共同利用	-3,945	適用不能あるいは優勢分野無	987
小 計	15,005	農地改革の定住者	734
商業または商業化組織	2,628	失業者	613
サービスの提供	1,296	リサイクル	591
生産または生産と商業化	11,081	芸術家	196
		技能者, 専門職	162
		鉱山労働	10
		小 計	15,005

(出所) Silva e Carneiro 2014: 73-74.

図 1 ESS の組織形態

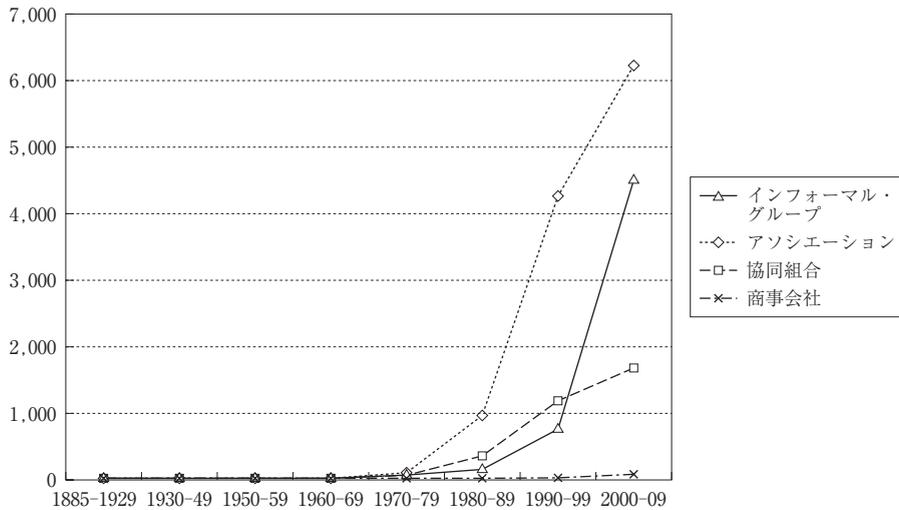


(出所) 以下から作成。Silva e Carneiro 2014: 73.

ESSを組織形態によってみると、アソシエーションが60.0%と最も多く、次いでインフォーマルなグループ30.5%、協同組合8.8%、商事会社0.6%となる(図1)。アソシエーションは法的には民法典第53条によって非経済的な目的で組織される個人の連合とされる。つまりアソシエーションは会社と違って利潤を追求しない。他方でインフォーマルなグループはその名のとおりの法的な組織ではない。アソシエーションは定款を作成し登記を必要とするが、インフォーマルなグループは当然必要ない。アソシエーションとインフォーマルなグループは、一般には、経済活動を行う組織としては脆弱な存在と見做されてきた。他方で、それらへの参加や退出は自由で、参加者は平等な権利をもつ。自由に連合した個人がその基本的な性格である。

組織形態別にその所在地別にみると、協同組合は農村34%、都市46%(残りは農村と都市、以下同じ)、アソシエーションは農村69%、都市21%、インフォーマル・グループは農村32%、都市

図2 組織形態別 ESS 設立数の推移



(注) サンプル数：18,769。各期間の設立数であって累計ではない。  
 (出所) Gaiger & Grupo Ecosol 2014, Tabela 5.2から作成。

59%、商事会社は農村31%、都市56%となっている。次に、活動分野別にみると、協同組合の場合、生産および生産と商業が47%、商業27%、サービス14%、貯蓄・信用7%、消費4%となっている。アソシエーションの場合、生産および生産と商業が60%、消費が29%と多く、インフォーマル・グループの場合生産および生産と商業が70%と圧倒的な割合を占める。商事会社では生産および生産と商業が60%、サービスが21%となっている（Gaiger & Grupo Ecosol 2014: 33, 35）。アソシエーションは農村を中心に生産活動を、インフォーマル・グループは都市を中心にいわゆる雑業を営む割合が大きい。これに対して協同組合は農村および都市において生産、商業、サービスを広く営んでいる。

設立時期をみると組織形態別にみると図2のようになる。全体に1990年代以降、つまり経済自由化以降増加しているのがわかる。とくにインフォーマル・グループとアソシエーションの増加が急である。失業や貧困の増加に対応して、ESSなかでもインフォーマル・グループとアソシエーション、とりわけ法的な手続きが不要な前者が組織された。

こうした傾向はEES設立の目的にも反映されている（表2）。全体に、雇用の確保、追加的所得の実現、それを可能にする協働といった経済的動機がEES設立の目的となっている。ただし、協同組合の場合、協働、（労働者ではなく）所有者として経済活動することが重要な目的となっていることに注目する必要がある。こうして経済的動機に重点が置かれている一方で、フィランソロピー、地域コミュニティの発展、環境の保全など社会的な動機は総じて弱い。

SIESのマッピングのなかで、EESの持続性やメンバー間の関係についていくつか興味深い調査内容がある。EESでもし最新年度に余剰が出た場合に、それをどう配分するかについて、投資のための積立21%、技術・教育支援2%、他のEESの支援1%、予期せぬ事態への準備15%、メンバーへの配分11%、資本増強2%、その他1%の回答である（サンプル数19,708）。EESのリーダーが特別に賞与を受け取っているかどうかの問いに対しては、受け取っているが5%、受け

表2 組織形態別のEES設立目的（%）

	インフォーマル・グループ	アソシエーション	協同組合	商事会社	合計
失業のオルタナティブ	57.6	40.4	46.8	41.7	46.2
協働してより大きな収益を取得	41.9	41.8	55.5	31.5	43.0
不足する所得の追加	59.9	43.3	48.4	42.5	48.8
すべてが所有者として活動	41.8	38.6	51.1	43.3	40.7
専門的な活動	14.7	13.7	18.0	23.6	14.3
資金、支援へのアクセス	5.3	29.6	17.6	7.1	21.0
倒産企業の再生	3.0	2.9	4.1	3.9	3.0
社会的動機、フィランソロピー、宗教	19.6	19.5	16.7	18.1	19.3
地域共同体の発展	23.1	31.9	26.7	15.7	28.6
オルタナティブな組織、教育訓練	13.2	16.5	22.9	15.7	16.0
公共政策による奨励	11.0	18.1	17.4	10.2	15.8
公共政策の受益者による経済組織の設立	5.2	9.0	7.9	2.4	7.7
エスニック・グループの強化	7.8	10.6	10.2	4.7	9.7
有機、環境生産物の生産、販売	7.2	8.1	11.5	11.0	8.2
組織の構成（%）	30.5	60.0	8.8	0.6	100.0

（出所） Gaiger & Grupo Ecosol 2014, p. 37.

取っていないが95%と圧倒的に後者が多い<sup>16)</sup>。EESでは持続性のため積立や準備がなされているが、それらの回答割合は高いものではない。他方でリーダーと一般メンバーの間には営利企業と異なる成果配分方法が存在している。

## （2）協同組合

労働者協同組合は言うまでもなく法制上は協同組合の一部である。ブラジルのすべての協同組合は、設立に当たってOCBへの登録を義務付けられている（法律第5764号第107号）。したがって、本来であればOCBによってブラジルの協同組合の実態を知ることができるはずであるが、この組織は著しく透明性に欠け利用できる情報が限られている。限られた情報によってブラジルの協同組合の実態をみると、2013年で組合数は6827を、組合員数は1160万人を超える。分野別に組合数をみると、農牧業、信用、労働の順で多く、組合員数では信用、消費、農牧業の順で多い（表3）。このうち、労働者協同組合は、1932年に初めて組織されたのち、1990年代の経済危機以降、急速に増加してきた。とりわけ南部、東南部で急増が著しい。労働者協同組合は、主に半熟練・肉体労働者と専門職から構成され、企業との交渉力を高め、労働条件を改善することを目的とした。

これらブラジルの伝統的な協同組合は企業のように経営されているケースが多く、自主管理などの連帯経済の要素が乏しい（Lechet 2009: 160）。農業協同組合の多くは商業的な農業生産・販売を行っている。信用組合の多くは大企業の社員が構成員である。伝統的な協同組合は、一義的

表3 協同組合の概要

活動分野	2001年6月			2013年		
	組合数	組合員数	従業員数	組合数	組合員数	従業員数
農 牧 業	1,461	822,380	107,158	1,597	1,015,956	164,320
消 費	187	1,466,513	7,857	122	2,841,666	13,820
信 用	975	1,041,613	15,009	1,034	5,725,580	39,396
教 育	246	79,418	2,510	300	61,659	4,286
特 別*	3	1,984	6	6	247	7
住 宅	212	49,270	1,445	220	120,980	1,038
イ ン フ ラ	182	560,519	5,422	130	934,892	6,496
鉱 業	26	12,686	26	86	87,190	187
生 産	118	6,092	330	253	11,600	3,387
保 健	765	300,855	21,056	849	264,597	92,139
労 働	1,916	297,865	6,993	977	226,848	1,929
運 輸	**	**	**	1,228	140,151	11,862
観光・レジャー	3	60	0	25	1,696	18
合 計	6,094	4,639,255	167,812	6,827	11,563,427	337,793

(注) \*要後見者、ハンディキャップ者が組織する協同組合。\*\*インフラに含まれる。

(出所) 2001年：Veiga e Fonseca 2002; 2013年：OCB-Organização das Cooperativas Brasileiras, *Agenda Institucional do Cooperativismo 2015*, Brasília, 2015.

には組合員の厚生拡大を目的とし、社会全体の厚生には関わってこなかったといえる。これに対して、とりわけ1990年代後半以降に誕生した連帯経済としての協同組合は、社会的弱者が活動の主体となり、また活動の社会性を強調している。独立した労働者が自主管理を行う労働者協同組合や、零細な農民・製造業者による協同組合も増加しつつある。後述するように、回復企業（労働者自主管理企業）も、その多くが協同組合という形態をとっている。ブラジルでは、このように零細な生産者・労働者によって組織され、連帯経済の性格をもつ協同組合を、伝統的な協同組合とは区別して「民衆協同組合」(cooperativo popular)と呼んでいる。民衆協同組合は、組合員の利益とともに、より広く公益を追求する社会運動の性格を有している。

ルメートルとヘルムシングは、リオデジャネイロ州の貧困地域で組織された協同組合を、NGOの支援を受けて民衆主導で組織され連帯経済運動に関わっている協同組合（政策主導協同組合）と、主に経済的に利益を目的に組織され連帯経済運動に関わっていない協同組合（市場主導協同組合）の二つに分けて、ボランニエの互酬、再分配、交換の三つの原理の有無と強弱を検討している。政策主導協同組合は、売り上げ規模が小さく、メンバーの女性比率が高く、労働時間はフレキシブルで、活動では経済よりも人間の責務を果たすこと、従ってメンバー教育に重点が置かれ、意思決定は民主的で、資源の調達において互酬（地域での労働の提供や贈与）が重要で、生産物の販売では価格よりも社会的政治的に価値を重視し、国際NGOとの関係が強く、ブラジルの公的組織と関係が強くはないが存在するなどの特徴をもつ。他方で、市場主導協同組合は、売り上げ規模が大きくより大きな雇用と所得を生み出している、労働は専門化し定期的、意思決

定が集中的で総会で選ばれたリーダーによって執行され、資源の調達と生産物の販売は専ら市場での取引で行われ、国際的な NGO や国内の政府組織との関係は希薄である (Lemaître and Helmsing 2012)。このように、貧困地域に組織された協同組合でも組織原理は多様である。

### (3) 回復企業

労働者協同組合は、労働者が組織し管理する協同組合であるが、その一つの形態が回復企業 (empresa recuperada) である。前述のように、ブラジルでは回復企業は特別の法的形態をもっていないため、協同組合やアソシエーションの形態をとっている。

連帯経済情報システム (SIES) の2005年の調査によれば、ブラジル全体で174の回復企業が存在し、1万1348人を雇用していた。その多くが協同組合 (50%)、アソシエーション (32.8%) の形態をとっていた。設立時期をみると、62社 (36%) が1995～2000年に、50社 (29%) が2001～05年であった (Juvenal 2006: 121-124)。続く SIES の2007年の調査によれば、回復企業数は134社に減ったが、雇用数は1万1348人で変化していない (SENAES 2012: 103)。

エンリケその他は、上述の SIES の2005-07年の連帯経済の調査、ANTEAG と UNISOL に属する労働者回復企業 (ERTs) の調査、学位論文などにに基づき、回復企業を特定しその実態を明らかにしている (Henrique et al. 2013)。彼らが特定した回復企業は261社、うち調査時点で存続していた企業は67社であった。うち58社に訪問調査 (うち52社が有効) を実施した。それらのプロフィールは表4の通りである。

回復企業の8割が倒産を契機に設立されており、企業設立に至るまで工場の占拠などの実力行使を経験している。設立から長期の時間が経っているが法的な処理が済んでいるのは46%と半分以下にとどまっている。回復企業の法的形態は協同組合が85%と大半をしめる。労働者の性、年齢、学歴は他の企業と大きく変わらないが、高等学歴者は多少低い。回復企業ではほとんどの企業で労働組織の変更がなされている。その多くは作業の柔軟化、労働者の能力開発、作業現場の民主化に関わるものであるが、柔軟化や能力開発は、一面では労働者の負担を強めるものであり、その成果が適正に評価されないと、リーダーと現場作業員との間、現場作業員間で軋轢を生む。回復企業の意思決定において総会の役割は大きいですが、その運営は実際には容易でない。民主的な運営は重要だが、過剰な参加は組織を危うくする。労働者の代表から経営委員会のメンバーは、本来はローテーションによるものであるが、現実には固定的になる傾向がある。労働者の報酬はその職によって差がある。その大きさは調査からは不明であるが、差異の要因は営利企業と変わりがない。アルゼンチンの回復企業の半数以上が同一の報酬であるのと大きな差がある。何をもって職務の責任の大きさ・能力・作業成果などによって報酬に差をつけるのが平等であり公正であるなど多様な理解がありえるが、回復企業の本来的あり方からは逸脱と言える。

回復企業は生産物の商品化、信用へのアクセスで困難に直面している。労働組合と関係は一部の地域を除くと必ずしも強くない。とくに回復において労働組合の支援は重要と思えるが、現実にはそうっていない。回復企業はその目的や原理などにおいて連帯経済と通じるものがあるが、関係は希薄である。回復企業による雇用の回復は地域社会にとって重要と思われるが、両者の関係もまた希薄である。これは、回復企業が倒産に対する雇用と所得の確保という直接的な利益を目的とし、背景にある社会問題への関心が乏しいことに起因しているものと想像される。回復企

表4 回復企業のプロフィール

企業数	67社（うち58社に訪問調査，うち52社が有効）
労働者数	11,704人
企業の産業分野	金属45%，繊維16%，食品13%，化学・プラスチック10%，ホテル3%，アルコール3%。ほかに教育，陶器，履物，鉱業，家具など
企業の地域分布	南東部55%，南部32%，北東部10%，北部3%
回復過程	企業倒産が契機81%，賃金未払い43%，解雇23%。企業回復時期1995-99年31%，2000-2004年29%。企業設立1970年以前48%。回復において実力行使68%，平均日数52日（回答企業26社）
法的形態	協同組合85%，会社10%，アソシエーション3%。不動産の賃貸44%，購入36%，占拠14%。機械の取得67%，賃貸20%。回復の法的手続き終了46%，手続き中24%。
労働者	男性77%，女性23%。36-54歳37%，18-35歳39%，55-64歳13%，65歳以上19%。中等教育終了26%，初等終了20%，初等未終了22%，高等10%。労働者数0-50人28社，51-100人12社，101-500人22社，500社超4社。
生産と技術	大多数は稼働率50%超。低生産の理由は市場参入困難21%，信用不足16%，製品需要13%，原材料不足9%，設備能力8%，労働者の技術不足6%など
労使関係	労働組織変更88%。その内容は分権化，協力，動機づけ，ローテーション，多能工化，対話，情報アクセス，女性参加など。
組織	ほとんど全てが総会開催。全メンバー参加，一部では非メンバー参加。頻度は月に一度以上30%，一度以下28%，年に一度28%。経営委員会（通常委員長・副委員長・補佐・監査で構成）の任期は2-4年が92%。41社で1任期以上，交替は少数。労働時間は多くが日約8時間，週約44時間。報酬は49社（回答企業の96%）が労働者間で差があり，その理由は職務の差，具体的には責任，労働能力，あるいは単純に職種の差（そのほか生産性，金属期間，労働組合の定める上限，以前の会社の賃金上限を継承）2%の企業のみが報酬が同一と回答（アルゼンチンの回復企業の調査*では50%以上が同一報酬）
商品化と信用	調達先の企業規模は多様。回復企業から調達の企業1社の調達率はわずか。ほかに3社が家族農業から調達。販売先は卸35%，最終消費者15%，企業規模は多様。全体に販売先は，比較的分散しているが，34%が3社への依存度80%以上。62%が信用上の困難に直面。訪問調査企業の59%が販売上の困難に直面，71%が信用を受けている（公立銀行38%，民間銀行35%，協同組合・労働組合・市政府などその他28%）。
労働の安全，社会保障	労災が減少72%。その要因は労働者への圧力を変更91%。年金への拠出42%。
社会運動，労働組合との関係	労働組合との関係は多様。回復企業設立時に労働組合が支援した企業もあるが，全くない企業もある。しかし，サンパウロのABC地区の特に金属部門ではCUTが設立を指導。連帯経済，地域コミュニティとの関係は全体に希薄。この点もアルゼンチンの回復企業との違い*。
国家との関係	国家からの支援が設立時になし58%，活動時になし59%。設立時にあるとした企業の場合は州とムニシピオが中心で，信用供与が共に38%。活動中の支援はムニシピオが40%，ムニシピオが25%，連邦が15%。連帯経済の政府機関から支援は45%，SENAESからの支援16%。国家の支援に対する評価は悪い55%，不満足15%。希望する支援は回復企業設立への支援37%，税制恩典33%，信用23%。
自己評価	労働者が回復企業を評価する点は，労使関係の改善52%。とくに労働者の意見の尊重，意識の向上，労使関係の重視。収益と労働者の購買力向上16.7%

(注) \*アルゼンチンについてはRyggeri Andrés et al. *Las empresas recuperadas en la Argentina: informe del tercer relevamiento de empresas recuperadas por sus trabajadores*, Buenos Aires: Ediciones de la Cooperativa Chilavert, 2011.

(出所) Henrique et al. 2013から作成。

業の国家との関係もまた乏しく、国家による支援の不足への不満が大きい。

回復企業がかかえる問題点については、ジュヴェナル（Juvenal 2006）も指摘している。回復企業の多くは東南部・南部の都市に集中し、その活動分野は貿易自由化、為替の上昇、金利上昇によって大きな影響を受けた産業である。回復企業の競争力の源泉は低コストと柔軟性だが、柔軟性は裏を返せば、規模の経済が働かない活動分野であること、少量注文生産であることに起因している。回復企業は、労働者間の協働が必ずしも十分でなく、成果配分に差があるなど、連帯経済の基本的性格が欠落ないし不足している。ピレス（Pires 2011）もまた、労働者の多くが倒産企業を継承することを躊躇しリスク回避の行動をとる傾向があり、その結果回復企業として成立した後倒産前のヒエラルキーに基づく経営がなされたり、成果配分における格差が生じるなど、連帯経済の原理に反する古い管理体制に戻ってしまうなどの問題点を指摘している。ピレスはさらに、2000年代になって経済が回復すると、1990年代に組織された回復企業の多くが閉鎖されたとしている。

こうした問題点は、現状では労働者にとって回復企業が生存戦略の一手段に過ぎないことを示している。企業としての持続性が乏しく、またオルタナティブな経済活動という意味ではいまだ脆弱な存在であると言える。他方で、回復企業の抱える困難には制度的な問題も関わっている。ブラジルには回復企業固有の法は存在しない。破産法は、金融機関など債権者への支払いが優先され、労働者の権利は劣位にある。回復企業に法的な地位を与え、労働者が倒産企業を継承する権利を与えるには、商法、破産法などの改正が必要だが、具体的な動きはない。

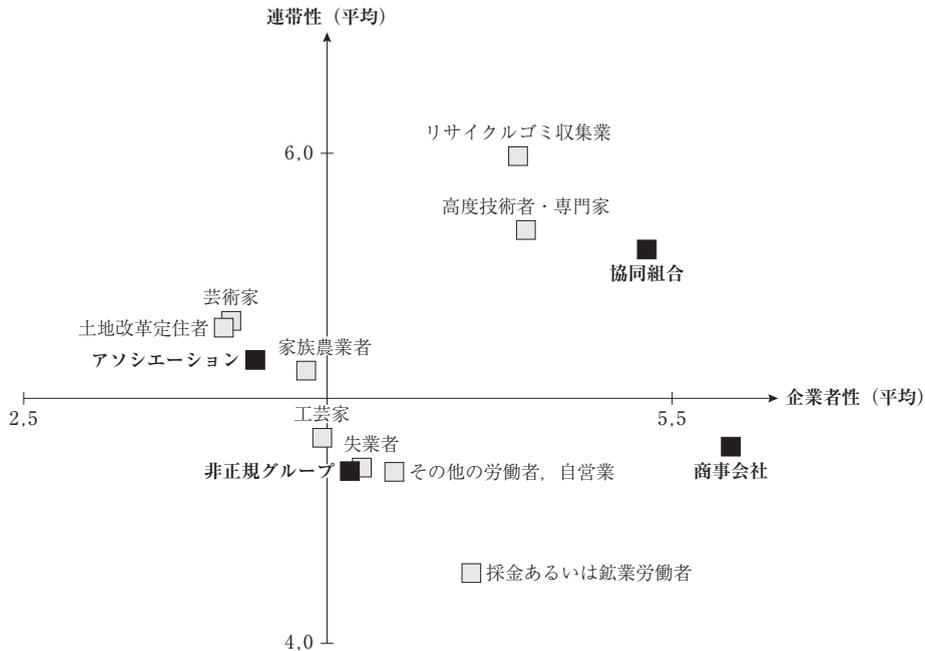
### 3. 労働者協同組合の持続と発展

労働者協同組合が持続可能であろうか。そのための条件は何か。労働者協同組合を含む連帯経済は、孤立して存在しているわけではなく、市場経済の中で、あるいは市場経済との関係で生きている。そして市場経済にあっても国家はなお経済活動と深く関わっている。労働者協同組合あるいは連帯経済が存続し発展するには、市場や国家とどのような関係を結ぶか、あるいは対抗するかにかかっている。

#### (1) 連帯性と経済性の相乗作用

市場経済が優勢な中で市場に対抗し存続し発展するには、労働者協同組合が市場に勝るか少なくとも同等の経済性を実現する必要がある。ガイゲルは連帯経済を経済性との関連で考察してきた（Gaiger 2007; 2013）。Gaiger & Grupo Ecosol も、こうした関心から、2009～2013年の連帯経済のマッピングの情報を使って、連帯事業体（ESS）の連帯性（solidarismo）と企業者性（emprededorismo）<sup>17)</sup>、それらの相関を分析している。ここで言う連帯性とは①メンバーによる総会あるいは会合、②管理・統制の集团的組織、③組織の方針、メンバーシップ、財産、会計に関して総会あるいは会合での決定、④最後の総会あるいは集会への最低3分の2のメンバーの参加、および日常の決定への参加、⑤メンバー以外の労働契約に対する制限、⑥連帯経済フォーラムあるいはネットワークとの関係および代表、⑦社会、民衆、組合運動への参加、⑧社会、コミュニ

図3 連帯性と企業者性の相関



(注) サンプル数：13,527.

(出所) Gaiger & Ecosol 2014, p. 149.

ティ活動への参加, ⑨生産, 商業, 消費あるいは信用ネットワークへの参加, ⑩他の連帯経済との購入, 販売あるいは交換を指す。他方企業者性とは①定款の存在, ②前期における残高または資金的余剰, ③労働する参加者への支払い, ④メンバーへの有償での休暇, ⑤産休, 訓練, 社会保障あるいは保健プログラムの手当て, ⑥過去12か月における資産超過, ⑦資金調達の実現性あるいは困難性の不在, ⑧商品販売, サービス提供における困難性の不在, ⑨有機生産の認証あるいは廃棄物の適切な処理, ⑩支援組織へのアクセスを指す。ESSごとにこれらの指標に該当すれば1を, 該当しない場合は0とし, それらを集計し連帯経済の連帯性と企業者性を0から10で表わす。連帯経済全体で連帯性と企業者性の平均をみると, 連帯性は平均で5.0, 企業者性は平均で3.9になる。連帯性と企業者性の間には概ね正の相関が見られる (Gaiger & Grupo Ecosol 2014: 142-148)。

ESSの連帯性と企業者性を組織形態, 活動形態別にみると図3のとおりである。連帯性は協同組合, アソシエーション, 商事会社, インフォーマルグループの順で, 企業者性は商事会社, 協同組合, インフォーマルグループ, アソシエーションの順で高い。協同組合は, 連帯性と企業者性で共に平均を上回る唯一の組織である。これに対してアソシエーションは連帯性で平均を若干上回り, 企業者性は平均を大きく下回る。インフォーマルグループは連帯性で平均を下回り, 企業者性で若干平均を上回る。商事会社は連帯性で平均を大きく下回るが, 企業者性で平均を大きく上回る。連帯経済をより具体的な活動形態でみると, リサイクルゴミ収集ESSが連帯性と企業者性がともに高い。芸術ESSと土地改革定住ESSは連帯性で平均を上回るが企業者性で平均を下回っている。家族農業は連帯性と企業者性で共に平均的な位置にある。工芸ESSは企業

者性で平均だが連帯性では低い。採金労働 ESS は連帯性で平均を大きく下回るが、企業者性では逆に大きく上回っている。

こうした違いがどのような要因によるものかは明瞭ではないが、労働において協働が重要かどうか、労働の価値や動機がどこにあるかが影響しているものと想像される。例えば協同組合は明確な協働の意思と経済動機をもって組織されるので、連帯性と企業者性は高くなる。これに対してアソシエーションは独立した個人の緩やかな連合であり、設立の動機も経済的であるよりは福祉など社会的なものである。リサイクルゴミ収集 ESS では協働が重要で、金銭的な動機が明瞭である。工芸 ESS 者では労働が独立的であるという事情があろう。そこでは連帯性と企業者性の乖離が見られる。しかし、先に挙げたルメートルとヘルムシングの調査に見られるように、同じ協同組合でも連帯性と企業者性には大きな差異がある。

連帯性と企業者性の視点からの Gaiger & Ecosol の調査は、連帯経済の持続や発展を考察するうえで興味深い。そこでは連帯性と企業者性の間の関係、シナジー（相互作用）の構造が明らかでない。連帯性と企業者性が相互にどのように影響しあっているか、そのロジックが説明されていない。連帯性がどのように企業者性を高めるか、そして企業者性がどのように連帯性を強化するメカニズムを明らかにする必要がある。もう一つの問題は、連帯性と企業者性のシナジーが連帯経済の持続性を高めるといっても、それは個々の連帯経済のミクロレベルの議論であって、それが社会全体の持続性を高めることを意味しないが、こうした議論が閑却されていることである。連帯経済は、内的には、企業者性あるいは経済性の原理は強く働けば、ローロードすなわち労働条件の引き下げや自然資源の収奪を選択する誘惑にかられる一方で、外的には、自らの連帯経済を維持するために、あるいは結果として、他の経済に対して劣悪な労働や環境悪化を引き起こす不当な取引を強いうるかもしれない。こうした連帯性に反する関係は国内的に国際的にも起こりえる。これは現実の連帯経済が一義的にはメンバーの厚生を高めることを目的としているからである。

## (2) インダストリアル・ディストクト論

連帯経済の持続性を可能にする連帯性と経済性のシナジーはどのようなメカニズムか、現実の連帯経済は持続性の観点から連帯性と経済性においてどのような問題や制約をもっているか、連帯経済が持続的なものになるにはどのような制度が必要か。こうした問いを考えるにあたって、<sup>18)</sup>ここではインダストリアル・ディストクト (industrial district, 産業地区。以下 IDs) 論を援用したい。

特定地域への企業集積の要因と集積が生み出す利益については、A. マーシャルが外部経済の概念によってその意義を論じ、そうした地域を IDs と呼んだ。その後ベカチーニはマーシャルの IDs の概念を使って第三イタリア<sup>19)</sup>の生産ネットワークを考察した。次いで M. J. ピオリと C. F. セープルは、その『第二の産業分水嶺』のなかで、消費の多様化と不確実増大と、コンピュータ技術の発展と産業利用から、産業発展が大量生産から柔軟な分業 (flexible specialization) へとパラダイム転換した論じ、その代表的な事例の一つとして第三イタリアの企業集積を挙げた。IDs や第三イタリアの研究は ILO の国際労働研究所 (IILS)、英国開発研究所 (IDS) など広範なものとなった。そこに共通する関心は、経済グローバル化が進むなかで何故特定の地域に企業集積し産業と雇用が維持されているか、その理由を解明することであった。その結果多くの論者が第三イ

タリアに代表される発展したIDsで発見したのは、柔軟な分業、経済活動の社会的埋め込み (social embeddedness)、そして制度的厚み (institutional thickness) であった。

IDsでは狭い地域で専門化した企業による柔軟な分業が見られ、多様化し不確実性を増した市場の要求に対応しつつ効率的な生産を営んでいる。地理的近接性は輸送費を節約するだけでなく企業間の情報交換を促進する。工程の細分化は必要資本を引き下げ、新規参入を促す。その企業は協力しあうが、他方で競争もしている。IDsでは企業の集積が市場を「透明」にする (Späth1994: 313)。企業は、見えない相手との競う一般の市場と違って、ライバルを常時見ながら競争する。一般の市場と違って価格だけでなく設備、生産手法などを巡っても競争するため、新技術の導入を促すなど革新を伝播、拡散させる。

IDsでは経済活動が社会に埋め込まれている。そして社会的埋め込みが経済活動を活力あるものとしている。すなわちIDsでの経済活動は地域社会や文化の同質性に支えられている。同質性が生まれる「社会環境」(social milieu) が人々の相互理解を促し、信頼を醸成する。信頼は経済活動を容易にする。加えてIDsでの経済活動は、地域共同体の規則や期待によって規制されてもいる。共同体の目的が経済活動に優先する。つまりIDsではポランニーが言う互酬の原理が働いているとする。その結果IDsでの競争は、賃金など労働条件の引き下げあるいは苦役、自己搾取による「低い道」(low road)ではなく、生産効率向上や新製品導入などの革新の実現という「高い道」(high road)によって競争力を獲得しようとするものになる (Sengenberger and Pyke 1992: 11-13)。IDsの競争が「高い道」を目指すのはIDsが社会に埋め込まれているからである。地域共同体の所得や雇用を低め危うくするような「低い道」が許されないからである。

IDsではまたそれを支える多様な制度が存在する。制度的厚みはIDsの特徴の一つであり、IDs発展を促す要因である (Amin and Thrift 1994)。IDsには、生産企業以外に、商業、金融機関、その他のサービス企業、商工会議所、産業組合、貿易組合などの自助組織、労働組合、職業訓練所、デザインセンター、技術移転組織、地方政府などの行政府その他多様な制度が存在している。こうした制度的厚みが、相互理解、信頼などの社会的環境を強化し、革新を持続的なものとしている。制度の役割はとくにラディカルな技術革新への対応において決定的に重要になる (Späth1994: 317)。制度の重要性は市場や競争条件など経済環境の変化の場合も同じである。技術や経済環境変化への対応は企業に大きなコストとリスクを強いる。他方で企業行動は慣性を持ち、その結果企業は保守的な行動をとる。「低い道」を選択する。制度による商業、金融、技術的な支援は、そうした行動を抑制し、革新を促し企業を「高い道」へと向ける。フロリダは、経済において知識が重要となる時代にあっては、地域における知識の創造と継続的な学習がイノベーションの鍵を握るとし、それらを促進する制度をもつ地域を「学習する地域」(learning region)と呼んだが (Florida 1995)、制度的厚みは地域を「学習する地域」に変える。

しかし、経済グローバル化はIDsを変容あるいは溶解させている。IDsは国際的な価値連鎖 (GVC) のなかに編入されつつある。その過程で、IDs内で雇用が失われ労働条件が劣化している。存続しているIDsでも、技術・知識集約的な過程を除き、労働集約的な生産過程はより低廉な労働力が存在する地域や国に移転されている。IDsのこうした変質は、IDsおよびそれが位置する地域社会の縮小や経済主体間で対立を引き起こしている。とはいえ、経済グローバル化に伴う危機にもかかわらず、IDsに競争力を与えている社会的埋め込みや制度の意義に変わりない。

新しい環境に対応する社会環境と制度の再編が必要になるだけである。<sup>20)</sup> 経済グローバル化と GVC の発展がもたらすもう一つの問題は、それが、地域内、国内、国家間など多くのレベルで格差をもたらすということである (Kaplinsky 2007)。ある IDs とそれが位置する地域社会は、他の地域や他の国の劣悪な労働条件や環境劣化に依存して、維持・発展しているかもしれないのである。

### (3) 労働者協同組合が持続する条件

ブラジルの連帯経済の現状は IDs 論が論じた産業集積や地域経済からは遠いものであろう。前述したように、連帯経済情報システム (SIES) のマッピングが示す連帯経済事業体 (EES) は、その設立目的を、失業のオルタナティブ (雇用の回復)、収益の向上、所得の増加など直接的で短期的な利益に置いている。これに対して社会的目的への関心は二次的なものである (前出表 2)。EES の評価についても、先に述べたように、雇用や所得増加のような個人的、経済的利益を高く評価している。EES ではないが、回復企業では職務によって報酬に差があること企業が多いとことが示された (第 2 節第 3 項)。他方で、EES の目的で成果について、連帯性に関わる事項についても半数近くが積極的に評価していることも事実である。また経済活動の結果余剰が生まれた場合には、大半の EES が投資に充てる、将来のために留保するとし、指導者に配分する EES は少数にとどまっている。報酬における差の存在も、責任、能力、成果を考慮すれば、その方が平等であるとの理解もありえる。しかし、全体に EES が個別の、短期的な利益により重要な価値を与えているのは事実である。また広く社会、および EES が位置する地域コミュニティ、環境への関心が低いことも事実である。EES は社会に埋め込まれてはいないのである。EES 内の連帯性の不足は協働が生み出す利益を減殺し、EES と社会との連帯の不足は EES の機会主義的行動を助長し、結果 EES の持続性を危うくする可能性をもっている。

連帯経済が市場経済の優位のなかで存続し発展するには経済性との整合性が必要性だが、連帯性と経済性の相乗作用はスパイラル現象を生み出し、それは当該連帯経済の外部で社会的排除や外部不経済を引き起こす危険をもつ。こうした危険は、個別の連帯経済での連帯性と経済性の相乗作用が、他の連帯経済を犠牲するという形で現れる。本来の連帯経済は、他との連帯 (共生) を含むものであるが、連帯性と経済性を共に追求することが他を害する危険を増大させる。こうした危険は環境との関係でも見られる。したがって連帯経済では、経済性とその放恣が、連帯性の原理、すなわち連帯経済と関わるすべてとの連帯と言う意味での連帯性の原理によって、抑制される必要がある。

連帯経済が存続するには究極的には資本主義経済を揚棄するしかない。資本主義経済の根幹はポランニーの言う「自己調整的市場」である。そこでは外部からの統制なしに価格によって需給が調整され適正な資源配分が実現されると仮想されている。自己調整的市場は、本来は販売するために生産されるものではない労働力と土地、すなわち人間と自然を商品化する。労働力が安定的に供給され労働市場を正常に機能させるのは飢餓という刑罰である (ポランニー 2009: 299)。新自由主義のもとで、労働者の保護・規制は削減され、労働条件は不断に引き下げられる。自然もまた商品化によって破壊・劣化する。根井は、こうした矛盾を解決するために、労働力が「もの」として商品化されることによって、人間の生命活動の一側面である労働が市場経済システム

に包摂されるという事態から解き放ち、労働を、生命活動の他の諸側面、すなわち自然的・社会的側面と根源的に再結合する必要性を説く（根井 1989: 21）。連帯経済はそうした営為の一つである。しかし、圧倒的な市場の支配のもとで市場を一気になくすことはできない。

IDsでは、共同体の規制や支援組織が企業の機会主義的な行動を規制し、企業が「低い道」ではなく「高い道」を選択するのを誘導あるいは強制していた。連帯経済において連帯性の原理が働くには、連帯経済に参加するメンバーの意識とともに、連帯経済を支援する制度や組織が決定的な重要性をもっている。ブラジルでは連帯経済の意義を認め支援する組織が多数現れた。教会、NGO、大学、地方政府や中央政府、さらには国営企業そして民間企業などである。<sup>21)</sup> 現ジルマ・ルセフ労働者党政権は連帯経済法の制定を公約としている。連帯経済を支援する制度や組織が網の目のように広がるのが、連帯経済が経済性に偏向することを抑制し、連帯性の維持・発展を可能にする。

### むすび—労働者協同組合の可能性

労働者協同組合あるいは連帯経済は、市場経済の圧倒的な優位のなかで、きわめて限られたものである。連帯経済はまた、雇用や所得など短期的な利益を重視し、自主管理、公平など連帯性が脆弱であり、その活動をもって社会変革を実現しようとする動機が乏しいという問題を抱えている。それは連帯経済発展の可能性が限られているという悲観的な結論に行きつく。しかし、他方で市場経済が失業や雇用の非正規化、貧困や格差などさまざまな問題をもっているのも厳然とした事実である。

連帯経済の可能性についての悲観論は、連帯経済に必要な条件が揃わなければ、発展の可能性はないとする一種の決定論である。経済発展とその前提条件の関係についてハーシュマンはその著書『連帯経済の可能性』のなかで逆のシークエンスの重要性を論じている。原因と結果に逆シークエンスがあれば、すなわちこれまで第一段階と考えられたものが第二段階の結果として表れるとしたら、発展の前提条件と考えられたものが結果に格下げされる。そして物事を開始するには、こちら（第二段階）の条件を満たせばいいことになる。<sup>22)</sup> ハーシュマンがラテンアメリカで発見したのは、草の根で協同組合などの生産組織結成や政治への抵抗運動、それらへの支援といった集団行動が、経済発展の契機となっているという事実であった。経済発展に必要なさまざまな資源が欠落しているが、人々が生活をもっと良くしたいという行動が、経済発展の前提条件と考えられたもの新たに生み出し、経済発展を推し進めるのである（ハーシュマン 2008）。要するに連帯経済が広がりを持つには連帯経済の実践を積み重ねることが重要である。

他方で、連帯経済が持続し発展するには多様な制度の存在が重要となる。連帯経済自身による自助組織、NGO、社会意識の高い企業、地方政府その他である。ブラジルにおいて、連帯経済が広がりを見せたのは、それを支援する組織や制度があったからである。インダストリアル・ディストリクト論の政策的な含意の一つは、制度的な厚みが地域の産業を持続的なものとしたことである。

連帯経済の発展にはまた政治権力の変革が必要である。新自由主義のもとでは市場による統治

が強まり、国家はその役割を縮小させ「小さい国家」をもたらすが、国家はあらゆる領域において市場を強制するとともに、市場を攪乱させ歪める行為を断罪し排除する。こうした強制や断罪が必要なのは、現実には市場が自律的でないからである。とりわけ市場が未成熟な後発国では、市場が機能するための制度が必要であるが、そこでは国家の市場創造の役割は欠かせない。市場はまた数多くのいわゆる「市場の失敗」を犯す。国家にとって、「市場の失敗」による敗者の抵抗を抑圧あるいは懐柔し、他方で市場の推進者である勝者の利益を保護することは、市場経済を維持するうえで不可欠と理解される。その過程で国家はしばしば市場の受益者と癒着する。そして癒着は「市場の失敗」を深め、経済社会の持続的な発展を困難にする<sup>23)</sup>。

こうした負の連鎖や抵抗を反転させ、市場経済の敗者の利益を回復し持続的な発展を実現するには、政治権力を敗者の側に引き寄せる必要がある。ブラジルで労働者協同組合などの連帯経済を支援するさまざまな制度が整備された背景には、労働者党政権の誕生とそれを支えた社会運動や市民社会の存在があった。しかし、支援制度はなお不完全である。連帯経済基本法は成立していない。国家労働者協同組合育成プログラム（PRONACOOP）はまだ機能していない。回復企業には独自の法人格を与えられていない。回復を円滑に実現するための破産法の改正は何ら進んでいない。労働者党は長期政権のもとで企業セクターとの癒着を深め労働運動に対して抑圧的になっている。連帯経済や労働者協同組合が、市場や国家ともに多面的な経済の一つの制度となり、あるいはオルタナティブになるには、草の根レベルで連帯経済の活動を支援する法制度の整備が必要であり、そのためには連帯経済と支援組織の担い手、あるいは広く市民社会が、政治権力の自らのものとするのが不可欠である。

#### 〔追記〕

本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究B，課題番号2528301）で実施中の研究会「コモン・グッドを追求する連帯経済—ラテンアメリカからの提言」（代表：幡谷則子）の成果の一部である。

#### 注

- 1) ブラジルの協同組合の歴史については Veiga e Fonseca 2001.
- 2) スペインの労働株式会社 (sociedades laborales) は、従業員の過半数が資本金を出資する株主であり、資本規模により有限会社あるいは株式会社の形態で運営されている。1986年に Ley 15/1986 によって労働株式会社 (sociedades anónimas laborales) 制度が導入され、その後1997年に Ley 4/1997 によって修正され現在の名称となった。
- 3) 回復企業の歴史については De Faria e Cunha 2011; Duaihs 2013. 研究動向については Henriques e Thiollent 2013.
- 4) カルドーズ政権は1996年に家族農支援、持続的農業などを目的とした国家家族農業強化プログラム (PRONAF) を作成し、99年に農業開発省 (MDA) を設立した。PRONAF は FAO など国連での家族農業重視の政策に沿うものであった。
- 5) MST は2012年末で130の協同組合をもち、09年で協同組合の法的資格なしに協同をベースとした450~500のアソシエーションでもつとされる。Massiocotte 2014: 164.
- 6) UNICAFE については <http://www.unicafe.com.br/>
- 7) 正規雇用とは雇用者が署名した労働手帳をもつ労働を指す。賃金に付加される社会負担 (encargos sociais) は、企業者側の主張では102.06%、労働者側の主張では53.9%になる。社会負担が高率になるのは、社会保障費など当然支払うもののほか、農地改革、職業訓練など本来は財政から支出される

- べきものが賃金に付加されているからである。詳細は小池 1999。
- 8) ブラジルにおける労使関係の柔軟化と労働市場については小池 1999を参照。
  - 9) 保険協同組合、輸送協同組合、自由専門職協同組合は法律第12690号の対象外とした(第1条)。
  - 10) 労働・社会保障省(MTPS)は2015年に労働雇用省と社会保障省を統合して設立された。
  - 11) 労働者支援基金(Fundo de Amparo ao Trabalhador: FAT)は法律第7998号(1990年)によって設立され、失業手当、賃金ボーナス(最低賃金の2倍未満の労働者に対して最低賃金相当に金額を年に一度支給する制度)、職業教育など多様な目的に使用されている。FATの主要な資金源は、賃金に加算して雇用者から徴収される社会統合基金(PIS)、公務員財産形成プログラム(PASEP)である。
  - 12) RACITは全事業者に雇用・労働情報提供を義務付けた社会情報年次報告(Relação Anual de Informações Sociais: RAIS)の労働協同組合版である。RAISは政令第76900号(1975年)によって導入され、政府の労働政策の基礎データとなっている。
  - 13) CICOPAは1895年設立の国際協同組合連盟(ICA)の専門家委員会の一つとして1947年に設置された。さまざまな分野の生産者協同組合の代表をメンバーとし、協同組合の支援を目的としている。ブラジルからは連帯協同組合・連帯事業センター(UNISOL)がメンバーとして参加している。<http://www.cicopa.coop/>
  - 14) 2005~2007年のマッピングについては ANTEAG 2009を参照。
  - 15) SIES, Atlas Digital da Economia Solidária. <http://sies.ecosol.org.br/atlas>
  - 16) SIES, Atlas Digital da Economia Solidária. <http://sies.ecosol.org.br/atlas>
  - 17) solidarismo と empreendedorismo の原意は、それぞれ連帯主義と企業者主義(あるいは企業者精神)であるが、ここでは連帯性と企業者性とした。
  - 18) IDs論についての詳細は小池 1997参照。
  - 19) 大企業が集中するミラノなど北部、農業が重要な経済活動であるローマなど南部に対して、中小規模の手工業が多く存在するフィレンツェなど中部地域を第三イタリアと呼ぶ。
  - 20) 経済グローバル化に伴うIDsの変容、IDsの存続・発展の条件については、例えば以下を参照。Belussi and Sammarra 2010.
  - 21) 詳細は小池 2014を参照。
  - 22) こうした議論は、ハーシュマンが唱えた不均衡成長論に通じるものである。ヌルクセやローゼンシュタイン・ロダンは、発展途上国の経済発展では多部門の均衡のとれた同時成長が必要としたが、ハーシュマンらは、ある時点での不均衡が新たな不均衡を誘発するのが経済成長の通常のがたであり、そこで先発部門の育成が重要となり、それが実現すれば外部経済によって他部門の成長が開始するとした。ハーシュマン 1961。
  - 23) 齊藤はフーコーの「自由主義的統治術」によって新自由主義のもとでの国家について論じている。自由放任あるいは小さな政府のもとでは、人々の自由な行動によって市場が効率的に機能するための環境を整備する一方で、自由な行動が引き起こすリスクを回避する措置を講じる必要がある。その結果国家は、自由と正反対の、管理・制約・強制といった手続きを課すことになる。齊藤は続いて、ナオミ・クライン2011を引用し、自由主義的統治が、市場競争がもたらす社会的弊害に取り組む志向を欠落させるだけでなく、破局を人為的に創出し、それを契機に新しいビジネスチャンスと成長機会にすると断じている(齊藤 1989)。

#### [引用文献]

- Amin, Ash and Nigel Thrift 1994 "Living in the global," Ash Amin and Nigel Thrift eds., *Globalization, Institutes, and Regional Development in Europe*, Oxford: Oxford University Press.
- ANTEAG (Associação Nacional de Trabalhadores em Empresas de Autogestão e de Participação Acionária) org. 2009, *Atlas da economia solidária no Brasil 2005-2007*, São Paulo: N. T. Mendes

- Editora.
- Becattini, Giacomo 1990 "Marsharian Industrial District as a Socio-economic Notion," in Frank Pyke, Giacomo Becattini and Wener Sengenberger eds., *Industrial Districts and Inter-firm Cooperation in Italy*, Geneva: International Institute of Labour Studies.
- Belussi, Fiorenza and Alessia Sammarra eds. 2010 *Business Networks in Cluster and Industrial Districts: The Governance of Global Values Chain*, New York: Routledge.
- de Faria, Maurício Sardá e Gabriela Cavalcanti Cunha 2011 "Autogestão e economia solidária: o desafios das fábricas Recuperadas no Brasil," artigo apresentado ao V Encontro Nacional de Pesquisadores em Gestão Social, Florianópolis/SC, 26 a 28 de Maio de 2011.
- Duaibus, Raphael 2013 "Algumas questões sobre as fábricas recuperadas no Brasil: da luta às dificuldades," *Revista da ABET*, Vol. 12, No. 1. Jan./Jun.
- Fabrini, João Edmilson 2002 "O projeto do MST de desenvolvimento territorial dos assentamentos e campesinato," *Terra Livre*, Ano 18, n. 19, jul./dez.
- Florida, Richard 1995, "Toward the Learning Region," *Futures*, Vol. 27, No. 5, June.
- Gaiger, Luiz Inácio 2007 "A outra racionalidade da economia solidária. conclusões do primeiro mapeamento nacional no Brasil," *Revista Crítica de Ciências Sociais*, No. 79, dezembro.
- Gaiger, Luiz Inácio 2013 "A Economia solidária e revitalização do paradigma cooperativo," *Revista Brasileira de Ciências Sociais*, Vol. 28, No. 82, junho.
- Gaiger, Luiz Inácio & Ecosol 2014 *A economia solidária no Brasil: uma análise de dados nacionais*, São Leopoldo/RS: Editora Oikos Ltda.
- Henrique, Flávio Chedid e Jean-Marie Thiollent 2013 "Empresas recuperadas por Trabalhadores no Brasil e na Argentina," *Estudos Urbanos e Regionais*, Vol. 15, No. 2, Novembro.
- Henrique, Flávio Chedid et al. 2013 "As empresas recuperadas por trabalhadores no Brasil: resultados de levantamentos nacional," *Mercado de Trabalho*, No. 55, agosto.
- Juvenal, Thais Linhares 2006, "Empresas recuperadas por trabalhadores em regime de autogestão: reflexes à luz do caso brasileiro," *Revista do BNDES*, Vol. 13, No. 26.
- Kaplinsky, Raphael Globalization, *Poverty and Inequality: Between a Rock and a Hard Place*, Polity: Cambridge, UK.
- Lemaître, Andreia and A. H. J. (Bert) Helmsing 2012 "Solidarity Economy in Brazil: Movement, Discourse and Practice Analysis Through Polanyian Understanding of the Economy," *Journal of International Development*, Vol. 24.
- Massicotte, Marie-Josée 2014 "Solidarity Economy and Agricultural Cooperatives: The Experience of the Brazilian Landless Workers Movement," *Journal of Agriculture, Food System, and Community Development*, Vol. 4, No. 3, Spring.
- Pereira, Clara Marinho e Sandro Pereira Silva 2012 "A nova lei de cooperativas de trabalho no Brasil: novidades, controvérsias e interrogações," *Mercado de Trabalho*, No. 53, novembro.
- Piore, Michael and Charles Sabel 1986, *The second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*, New York: Basic Books (山之内靖・永易浩二・石田あつみ訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房, 1993年).
- Pires, Aline Suelen 2011, "As fábricas recuperadas no Brasil: A autogestão entre a teoria e a prática," artigo apresentado no XV Congresso Brasileiro de Sociologia, 26 a 29 de julho de 2011, Curitiba, PR.
- Scopinho, Rosemeire Aparecida 2007 "Sobre cooperação e cooperativas em assentamentos rurais," *Psicologia & Sociedade*, No. 19, Edição Especial.
- SENAES: Secretária Nacional de Economia Solidária 2012, *Avanços e Desafios para as Políticas*

- Públicas de Economia Solidária no Governo Federal 2003/2010*, Brasília.
- Sengenberger, Werner and Frank Pyke 1992, "Industrial District and Local Economic Regeneration," in Pyke, Frank and Werner Sengenberger (eds.), *Industrial District and Local Economic Regeneration*, Geneva: International Institute for Labour Studies.
- Singer, Paul 2004 "Cooperativas de trabalho," *mimeo*, Ministerio de Trabalho e Emprego.
- Silva, Sandro Pereira e Leandro Marcondes Carneiro 2014 "Os novos dados do mapeamento de economia solidária no Brasil: apontamentos iniciais para o debate," *Mercado de Trabalho*, No. 57, agosto.
- Späth, Brigitte 1994, "Implications of Industrial Districts for Upgrading Small Firms in Developing Countries," in *Technological Dynamism in Industrial Districts: An Alternative Approach to Industrialization in Developing Countries*, Geneva: UNCTAD.
- UNICOPAS (União Nacional das Organizações Cooperativistas Solidárias) 2015 "UNICOPAS: cooperativismo em pauta," Brasília.
- Veiga, Sandra Mayrink e Isaque Fonseca 2001 *Cooperativismo: uma revolução pacífica em ação*, Rio de Janeiro: DP&A.
- クライン, ナオミ (幾島幸子・村上由見子訳) 2011 『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く—』 (上・下) 岩波書店。
- 小池洋一 1997 「中小企業の組織化と政府の見える手」小池洋一・西島章次編 『市場と政府—ラテンアメリカの新たな開発枠組み』 アジア経済研究所。
- 小池洋一 1999 「ブラジルの労使関係」 『アジア経済』 第40巻第8号, 8月。
- 小池洋一 2014 「連帯経済: 新しい経済を創る」 『社会自由主義国家—ブラジルの「第三の道」』 新評論。
- 斉藤日出治 2015 「グローバル・リスク社会から連帯社会へ—原発災害と市民社会」 似田貝香門・吉原直樹編 『震災と市民 1 連帯経済とコミュニティ再生』 東京大学出版会。
- 根井康之 1989 『市場原理と生活原理—マルクス・ケインズ・ポラニーを超えて』 農山漁村文化協会。
- アルバート, ハーシュマン・O. (小島清監修, 浅田四郎訳) 1961 『経済発展の戦略』 巖松堂出版。
- ハーシュマン, アルバート・O. (矢野修一・宮田剛志・武井泉訳) 2008 『連帯経済の可能性—ラテンアメリカにおける草の根の経験』 法政大学出版会。
- ポラニー, カール (野口建彦・栖原学訳) 2009 『大転換—市場社会の形成と崩壊』 (新訳), 東洋経済新報社。